

# 会 議 録

□全部記録    ■要点記録

|               |   |
|---------------|---|
| 会議名           | 令和3年度 第3回 姫路市景観・広告物審議会  |
| 開催日時          | 令和3年12月23日(水) 14時～15時30分  |
| 開催場所          | 姫路市役所 本庁舎10階 大会議室   |
| 出席者又は欠席者      | <p>(出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、赤澤委員、岩田委員、橋寺委員、土居委員、澤田委員、八木(規)委員、上田委員、鷺尾委員、長谷川委員、汐田委員、川原委員、塩本委員、八木(有)委員</p> <p>(事務局)</p> <p>三輪局長、加藤部長、松浦課長、増田係長、小寺技術主任、川崎技師、梅宮主事補</p> <p>(欠席委員)</p> <p>清水(陽)委員、藤本委員、清水(大)委員、濱田委員</p> |
| 傍聴の可否及び傍聴人数   | <p>一部傍聴不可(報告2)</p> <p>傍聴人 なし</p>  |
| 議案又は案件及び結論等   | <p>(審議事項事前説明) 屋外広告物の基準改正について</p> <p>(報告1) 第12回姫路市都市景観賞及び第5回景観遺産選考結果について</p> <p>(報告2) デザイン事前協議の結果について</p>  |
| 議案の全部内容又は進行記録 |   |
| (事務局)         | <p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告)</p> <p>(資料の確認)</p> <p>以降の進行を安枝会長にお願いしたい。</p>   |
| (会長)          | <p>まず会議録の署名押印について、上田委員、八木(規)委員にお願いしたい。</p>  |
| (会長)          | <p>審議事項事前説明『屋外広告物の基準改正』について事務局より説明願う。</p>   |
| (事務局)         | <p>(『屋外広告物の基準改正』について説明)</p>   |
| (会長)          | <p>事務局の説明は、大規模な商業施設や一つの敷地に複数の店舗が存在する複合施設等が増加したことにより、自己の敷地に建て植える</p>   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>広告物の基準について見直しを行うというものだった。<br/>意見、質問があれば挙手願う。</p>  |
| (委員)  | <p>この規制の目的は何か。</p>   |
| (事務局) | <p>姫路市屋外広告物条例制定前の、兵庫県の条例にあった基準で、制定当時の理由は分からないが、おそらく一敷地内で建て植え広告物が乱立することを防ぐためではないかと考えている。</p> <p>ただし建て植え広告物の基数制限は、近隣では兵庫県にしかない基準であり、また緩和していないのは兵庫県と姫路市のみである。神戸市では基数制限がなく、西宮市、尼崎市、明石市等は緩和規定を設けている。</p> <p>昨今の大規模複合施設の増加により、大店立地法では誘導広告物の設置を義務付けているにも関わらず、屋外広告物条例では基数制限をかけており、矛盾が生じている。</p> <p>建て植え広告物の乱立を防ぐという趣旨を守りながら、円滑な誘導のために最低限必要なものは認めていく方向で改正したい。</p>                                   |
| (委員)  | <p>他地域に規制がない中で姫路市だけが規制をしていることに驚いている。兵庫県は規制が厳しくビジネスがしにくいと感じる。市民がビジネスしやすいようにという視点で緩和を検討してほしい。</p>  |
| (会長)  | <p>他に意見はあるか。</p>   |
| (委員)  | <p>基本的な考え方に異存はない。基準の考え方を確認したい。敷地面積 10,000 m<sup>2</sup>と建築面積 3,000 m<sup>2</sup>の根拠と、禁止地域の表示面積の緩和の半分の根拠は何か。具体的な事例を検討した上での案か。</p>   |
| (事務局) | <p>姫路市内では、大型スーパーが概ね敷地面積 10,000 m<sup>2</sup>、建築面積 3,000 m<sup>2</sup>程度の規模であり、それを超える規模となると、一敷地にスーパー、ドラッグストア、飲食店等が立地する複合施設となる。</p> <p>例えば複合施設で間口が広い敷地の場合、それぞれの店舗が一番近い出入口に広告物を設けたいと考えるが、一敷地で2基の基数制限があるため設けることができない。実際に相談が多いのが敷地面積 10,000 m<sup>2</sup>、建築面積 3,000 m<sup>2</sup>程度の規模である。このような広告物は交通の円滑な誘導のために必要だと考えられるので、設置できるよう緩和したい。</p> <p>禁止地域の面積の緩和を半分までとしたのは、近隣の西宮市、明石市等の基準を参考とした。</p> |
| (委員)  | <p>敷地面積、建築面積については実際は様々なケースがあり、今回緩</p>  |

和したがさらに緩和が必要だ、ということがなるべく起こらないよう、改正は一度で済むよう検討してほしい。検討の上、このくらいでいけそうだということなら問題ない。

(会長) 禁止地域の面積の緩和は他都市に倣ったということだが、敷地面積、建築面積についても他都市と同じか。

(事務局) 尼崎市では、敷地面積10,000㎡、店舗面積3,000㎡と多少違うが、ほぼ同等である。

(会長) 他に意見はあるか。

(委員) 禁止地域において表示面積の緩和をする場合、手数料はどうなるのか。

(事務局) 手数料はすべての広告物の表示面積を基に算定する。

(委員) 5ページ下のスライドの写真は駐車場表示広告物等とならない広告物の事例だが、店舗名が入っているからダメなのか、色がダメなのか、情報が多すぎるからダメなのか。

姫路市の公共工事の看板に独自色を指定しているのはよいと思うので、駐車場表示広告物の模範例を示すのはどうか。

(事務局) 現在、基数から除くことができる駐車場表示広告物等の条件は、5ページ上スライドのとおり、①規模が最小限であること、②設置位置が出入口付近であること、③表示内容は駐車場を表示する内容であること、としており、店舗名を入れてはいけなわけではない。駐車場を誘導する内容が主であれば、管理的に店舗名を入れることは認めている。③の駐車場を表示する内容について、現在は駐車場に入る「入口」の表示しか認めていない。5ページ下スライド左(出口専用)と中(右折禁止)の写真は入口を示すものではないため認めていない。右の写真は、100m先に出入口があることを示すもので、出入口付近に設置されたものではなく、②の条件に合わないため認めていない。

今回の改正後は3つとも駐車場表示広告物等として認められることとなる。

(委員) 出入口付近以外のもも駐車場表示広告物等として緩和されるとなると、敷地内に建っているものも対象となるのか。

(事務局) 屋外広告物は「公衆に表示されるもの」と定義しており、敷地内の通路等に設置されるもので外部の道路等から見えないものは屋外

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>広告物にあたらなため、設置できる。</p>  |
| (委員)  | <p>誘導するための広告物は緩和すればいいと思うが、一方で看板が乱立してはまずいので、コントロールする仕組みがあればよい。</p>   |
| (事務局) | <p>緩和できる駐車場表示広告物等は必要最小限という条件があり、乱立しないよう指導していきたい。</p>  |
| (会長)  | <p>接道距離100mを超えるごとに1基追加ということなので、乱立しない。</p> <p>他に意見はあるか。</p>  |
| (委員)  | <p>そもそも誘導標識は安全のためにつけるものなので、屋外広告物ではないという認識でいいと思う。</p>  |
| (会長)  | <p>他に意見はあるか。</p>  |
| (委員)  | <p>前半の敷地面積や建築面積が大きい場合の基数の緩和と、禁止地域での表示面積の緩和は重複するのか。</p> <p>住宅地、公園、風致地区、歴史的地区など、景観を守る目的で禁止地域となっているところで大きな広告物ができることを懸念している。例えば小さな店舗が5㎡の広告物と10㎡の大きな駐車場表示広告物を設置するようなことにはならないか。</p> |
| (事務局) | <p>敷地面積や建築面積が大きい場合の基数の緩和は、重点的に景観形成を図る区域を除くこととしており、2基を超える設置はできない。</p> <p>また禁止地域の表示面積の緩和は、面積の基準だけを見ればご指摘の規模のものができることになるが、駐車場表示広告物は必要最小限のものとし、1～2㎡までとしており、大きなものは認めない。</p>        |
| (委員)  | <p>小さな駐車場表示広告物をいくつも建てることはできるが、指導の範疇か。</p>   |
| (事務局) | <p>小さな敷地内で近接していくつも設置するような相談があれば、必要最小限とするよう指導していきたい。</p>   |
| (委員)  | <p>基準に合わない広告物でも、ここにあったほうが安全になるような場合、協議、検討する余地はあるのか。</p>   |
| (事務局) | <p>条例上、基準に合わない広告物であっても、景観・広告物審議会の意見を聴いたうえで、地域の良好な景観形成に資し、公衆に危害を及ぼ</p>   |

すおそれがない場合は許可ができることとなっている。ただしこれまで事例はない。

(会長) この場が協議の場として活用される可能性があるということ。

(委員) 今回の改正部分ではないが、禁止地域での建て植え広告物の高さの根拠を教えてほしい。

(事務局) はっきりとした根拠は分からないが、住居専用の用途地域、道路・鉄道沿線地域を禁止地域として指定しているため、住環境の高さ制限や道路の見通しなどを考慮して、高さを設定していると理解している。

(委員) 広告物の高さは、その地域がどういった地域で、どの方向からどの距離で見るか等が影響する数字で、今回の改正案はそういったことも考慮しての緩和だと思える。

(会長) 他に質問はないか。無いようであれば、意見をまとめると、大きな修正は必要ないということによいか。  
事務局は引き続き案改正案を精査し、次回の審議会で審議したいと思う。

(会長) 続いて報告事項に移る。報告事項1『第12回姫路市都市景観賞及び第5回景観遺産選考結果について』、事務局より説明願う。

(事務局) (『第12回姫路市都市景観賞及び第5回景観遺産選考結果について』説明)

(会長) 報告案件であり、この場では議論しないが、意見・質問があれば挙手願う。

(委員) 景観遺産に「姫路城のうら」という作品があるが、「歴史博物館のうら」ではないか。

(事務局) タイトルは応募者がつけたものをそのまま使用している。

(委員) 市民が言ってきたからそのネーミングというのはよくない。今後考えたほうがよい。

(会長) 都市景観賞に関しては、例年は新築の作品が多い中で、既存建物の改修物件が2件選考されたというのは、非常に近年の傾向が表れていると思う。

広告物に関しても、単体の看板やサインが多かった中、商店街の中の、店舗ファサードと一緒にされたものが選ばれたというのは、例年にない多様性があった。

のじぎくの保存活動は選考評が大変分かりやすく、勉強になった。審査に関わっていただいた委員の皆様、ありがとうございました。

(委員) 都市景観フォーラムに参加した。第2部の記念講演は、普段まったく考えていなかった視点からまちづくりについて説明いただき、大変勉強になった。講師の選考を含め、事務局に感謝申し上げる。

(会長) 事務局より嘉名先生にお伝えいただきたい。

(委員) 地元の方が景観の写真を撮って応募するところが素敵だと思う。せっかく選考、表彰されていることがもっとたくさんの方に知ってもらえればよいと思う。どのように周知、広報されているか。若い方はインスタ映えといった切り口で写真を撮ることが多いと思うが、そういった取り組みはされているか。

(事務局) 景観遺産カレンダーや名刺の台紙をホームページ上で公開している。姫路城周辺では、姫ちゃりと連動し、車体に貼付したQRコードを読み込むと姫路城周辺の景観遺産マップを見ていただけるようにしている。

Instagramについては、庁内他部署で似たような写真コンテストの事業を行っており、今後は整理をしていきたい。

(委員) 都市景観賞の審査員として貴重な経験をさせていただき、お礼を申し上げます。

個人住宅など小さいものは出せない雰囲気を持たれたのかなというのが心配だ。大きな建物だけが対象となっているといった間違った認識をせず、本当に姫路の良い建物を選んでいるということをアピールしていただき、よりよい建物を紹介していただきたい。

(会長) 今回は結果として様々なスケールのものが選定されたが、そのようなことを危惧しながら、より多くの建物を応募していただくため、1次選考で残った16件を何らかの形で公開するなど、今後検討してはどうか。

(会長) 他に意見はあるか。  
無ければ、続いて報告事項2に移りたい。事務局より説明願う。

<<報告2は非公開>>

(会長)

本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。委員の皆様、ありがとうございました。